

第 1 章 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」をテーマとした「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）をメキシコシティで開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。

また、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）を「国連婦人の10年」とし、世界各国で女性の地位向上のための施策を重点的に取り組むこととしました。

1979年（昭和54年）には、政治・経済・社会・文化等、あらゆる分野における女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、各国の取り組みはなお一層推進されることとなりました。

1980年（昭和55年）の「コペンハーゲン会議」（第2回世界女性会議）に続き、1985年（昭和60年）の「国連婦人の10年ナイロビ会議」（第3回世界女性会議）において、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、「国連婦人の10年」を締めくくりました。

1995年（平成7年）北京で開催した「第4回世界女性会議」では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。「行動綱領」では、2000年（平成12年）までの5年間に優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12の分野における戦略目標を示しました。

そして、2000年（平成12年）にニューヨークで開催した「女性2000年会議」において、「行動綱領」の達成状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」いわゆる「成果文書」を採択しました。

さらに、北京会議の開催から10年がたった2005年（平成17年）、ニューヨークの国

連本部において、165か国の政府代表1,800人とNGO 6,000人の人々が出席し、「北京+10」と銘打った会議が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の再認識と各国政府にさらなる行動を求める「政治宣言」を採択したところです。

(2) 国及び福島県の動き

政府は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、1975年（昭和50年）総理府に婦人問題企画推進本部を設置するとともに、1977年（昭和52年）には今後10年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取り組みを推進することとなりました。

ことに「男女雇用機会均等法」の制定や「民法」「戸籍法」の改正など男女平等に関する法律や制度面の整備により、1985年（昭和60年）には「女子差別撤廃条約」を批准するに至りました。

1987年（昭和62年）、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、1991年（平成3年）には固定的な性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るため、第一次改定が行われました。

1996年（平成8年）には、北京で開催された「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言」「行動綱領」や、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、我が国における男女共同参画社会の形成を促進するため、1999年（平成11年）6月「男女共同参画社会基本法」が制定されるとともに、2000年（平成12年）12月には、同法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、一層の充実が図られました。

国内の推進体制としては、2001年（平成13年）に内閣府に国務大臣や学識経験者で構

成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が男女共同参画局に改編され強化されました。法律面においても、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定、2002年（平成14年）の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正や、2004年（平成16年）の「DV防止法」の改正等により整備が図られてきました。2005年（平成17年）12月27日には、新たに「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定し、我が国における男女共同参画社会の実現に一層取り組んでいくこととしました。

【整備された主な法制度】

- 1989年 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- 1991年 育児休業法の成立
- 1995年 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- 1997年 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- 1999年 男女共同参画社会基本法の成立
- 2001年 配偶者暴力防止法の成立
- 2003年 次世代育成支援対策推進法の成立
- 2004年 配偶者暴力防止法の改正

福島県では、こうした世界や国の動きにあわせ、1978年（昭和53年）に「青少年婦人課」が設置され、女性行政の総合的な推進体制が確立されました。また1983年（昭和58年）「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」が策定されました。

さらに、1988年（昭和63年）には、国の「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を受け、「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」の改訂がなされ、1991年（平成3年）に、青少年婦人課に婦人行政係が設置されました。

1994年（平成6年）3月には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の第1次改定を受け、「ふくしま新世紀女性プラン」が策定され、男女共同参画社会形成のため県の行政各分野における女性施策推進の基本方向が示されました。

同じく1994年（平成6年）には、青少年女性課に女性政策室が設置され、女性施策への取り組みの体制が強化されました。

2001年（平成13年）1月には、県内の男女共同参画社会形成の拠点となる「福島県男女共生センター」が二本松市に開館しました。また、同年2月には、「ふくしま新世紀女性プラン」にかわる男女共同参画社会形成に向けた新しい指針となる「ふくしま男女共同参画プラン」が策定されました。

2002年（平成14年）に、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）を制定されました。

さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を配置しました。

2003年（平成15年）には、県においてF・F（フラット・フレキシブル）型行政組織を全庁に導入し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生グループを設置しました。

2005年（平成17年）には、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置し、各種施策を展開しています。

（3）棚倉町の動き

本町においては、昭和52年1月に全国でも2番目の女性の町長が誕生し、早い段階から政治への参画が行われてきました。しかし、以前から婦人会やJA、商工会等の女性部の積極的な活動へ取り組むものの、いまだに男性・女性という性で役割が決まってしまう

ことが多いのが現状です。

そのため、平成16年度に策定した「第5次棚倉町振興計画」においては、人づくりをもとにした「参画と協働」「交流と連携」「共生と承継」の3つの基本理念に基づき、住民参加型のまちづくり、人と人のふれあいや人材育成、既存の財産の有効活用を重視し、町の将来像を「北緯37度 自然・歴史 人が輝く 棚倉町 一笑顔(^_^)のわがまちづくり」とし、積極的な住民参加や様々な組織の活動、人と人のつながりや協力、そして交流を活発にしていくことを目指しています。

中でも基本目標のひとつである「安心・快適な社会基盤づくり」においては、男女が性別にとらわれずさまざまな分野で活躍することができるように、男女に対する意識改革や、家庭や社会の中でお互いの性と人権を尊重し、自分の能力を発揮することにより、あらゆる分野とともに参画し責任を担う社会づくりを推進しています。

平成19年4月1日現在、各委員会や付属機関における女性委員数は38人と、全体の15.6%の登用率となっていますが、今後は、なお一層お互いが協力し合う社会を確立するため、住民と行政が一体となった運動を進めていくことが必要としています。



(4) 男女共同参画推進に関する国内外の動き

年 度	国連の動き	日本の動き	棚倉町の動き
1975 年 (昭 50)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標に平等、開発、平和を掲げる) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 	
1976 年 (昭 51)		<ul style="list-style-type: none"> 民法の一部改正(離婚復氏制度) 一部の公務員等に対する育児休業法施行 	
1977 年 (昭 52)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性町長の誕生
1979 年 (昭 54)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」採択 		
1980 年 (昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ) 	
1981 年 (昭 56)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	
1984 年 (昭 59)		<ul style="list-style-type: none"> 国籍法の改正(父母両系主義) 	
1985 年 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」成立 「国民年金法改正」 (婦人の年金権を保証) 	
1986 年 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進有識者会議開催 「男女雇用機会均等法」施行 	
1987 年 (昭 62)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会 (高等学校家庭科男女必修(平成 6 年)) 	

1990年 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		
1991年 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) 「育児休業法」の成立 	
1992年 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行 初の婦人問題担当大臣任命 	
1993年 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」成立 	
1994年 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャマイカ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進室、男女共同参画審議室、男女共同参画推進本部設置 	
1995年 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) 	
1996年 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997年 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」の改正 「労働基準法」の改正 「育児・介護休業法」の改正 	
1998年 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出 	
1999年 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 	
2000年 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本計画」策定 ストーカー行為の規則等に関する法律の公布・施行 	

2001年 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」を設置 ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布・一部施行 	
2002年 (平14)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 	
2003年 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「次世代育成支援対策推進法」施行 ・ 「少子化社会対策基本法」施行 	
2004年 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次棚倉町振興計画で男女共同参画社会の推進を位置づけ
2005年 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第49回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画審議会から「男女共同参画、社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・ 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 	
2006年 (平18)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚倉町男女共同参画計画策定委員会設置
2007年 (平19)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚倉町男女共同参画計画策定